

北部及び南部斎場待合室改修業務委託仕様書

1 名称

北部及び南部斎場待合室改修業務委託

2 業務概要

北部及び南部斎場の待合室各1室を和室から洋室へ改修する。

3 業務場所

- (1) 北部斎場 鹿児島市小山田町6075番地
- (2) 南部斎場 鹿児島市上福元町6945番地1

4 業務内容

次の各号の内容に従い業務を実施する。実施にあたっては法令で定める災害の防止に関する技術基準に適合させるとともに、この仕様書によること。

(1) 各斎場の改修内容

① 北部斎場（待合室1）※詳細は別紙1のとおり

- ア 床部分の畳・コンパネ・支柱を撤去し、モルタル下地調整後、タイルカーペットを設置する。
- イ 入り口の段差（^{かまち}框部分）を撤去する。
- ウ 押入れ近くの格子を撤去する。
- エ 荷物置き・腰掛は既存のものを使用し、縁側部など含め、利用に支障がないよう補修する。
- オ 畳等撤去後に露出した箇所は補修及び塗装をする。
- カ 既存障子を撤去し、カーテン及びカーテンレールを設置する。

② 南部斎場（2階の待合室1）※詳細は別紙2のとおり

- ア 床部分の畳・コンパネ・支柱撤去しモルタル下地調整後、タイルカーペットを設置する。
- イ 入り口の段差（^{かまち}框部分）を撤去する。
- ウ 押入れ近くの格子を撤去する。
- エ 荷物置き・腰掛は既存のものを使用し、縁側部など含め、利用に支障がないよう補修する。
- オ 畳等撤去後に露出した箇所は補修及び塗装をする。
- カ 既存障子を撤去し、カーテン及びカーテンレールを設置する。
- キ 壁紙の緑部分（部屋全体）を白色のクロスへ張替をする。
- ク 荷物置き及び押入れにアコーディオンカーテンを設置する。

(2) 部材の調達等（調達前に発注者へ確認すること。）

ア 両斎場の床材は、次の仕様と同等以上のものとする。

タイルカーペット 【参考：サンゲツ 700H シリーズ】

イ 南部斎場のクロス張替は、次の仕様と同等以上のものとする。

クロス 【参考：リフォームタイプ 1000】

(3) 業務上の注意

ア 受注者は斎場利用者に損害等を与えないように留意して、作業を行わなければならない。

イ 入り口の段差（^{かまち} 框部分）の撤去作業は、騒音による斎場利用者の影響が考えられるため、原則、下記日程で行うこととし、これと異なる日程で行う場合は発注者と協議する。

※斎場休館日のため

北部斎場 令和7年9月11日（木）又は令和7年10月10日（金）

南部斎場 令和7年9月22日（月）又は令和7年10月16日（木）

ウ 入り口の段差（^{かまち} 框部分）の撤去作業にあたっては、待合室の壁等を損傷しないよう、養生すること。

エ 受注者は人身事故、災害、又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故の内容等について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(4) 資材置場

資材、発生材等について、改修を行う待合室以外は、置場が確保できないことから、都度、搬出入すること。

(5) 報告書の作成

業務終了後、改修前後の写真を添付の上、報告書を1部提出すること。

(6) その他必要な業務

施工に必要な部材等は必ず現場にて確認の上、発注を行うこと。

(7) アスベスト調査について

受注者にてアスベスト調査を行い、書面にて報告すること。

（発注者にて、床材にはアスベストが含まれないことを事前調査済み。）

5 契約期間

契約締結日から令和7年12月1日（月）まで

6 遵守事項

(1) 一般的事項

ア 受注者は、作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び諸法規を遵守すること。

イ 受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅

滞なく発注者に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受注者の負担によって、これを保障すること。

ウ 受注者は、作業現場に安全管理者を配置し、作業箇所に関する巡視、点検を行い、安全確保に努めなければならない。

エ 受注者は、仕様書に疑義が生じた場合はすべて発注者と協議し、その指示に従わなければならない。また、仕様書に明記してなくとも、施工上必要な事項は、発注者の指示に従うこと。

(2) その他関係事項

ア 契約期間内に全ての事項を終了すること。

イ 施工にあたっては、現状を十分に調査し機能上問題のないよう行うこと。また、機材調達にあたっては、発注者に承諾を受けること。

ウ 施工で発生する使用済みの雑材や梱包材などの廃棄物は、受注者の責任において適切に処分すること。

エ 施工に関して、関係機関等への必要な申請等がある場合は、受注者が行うこととし、その際の費用については受注者の負担とする。

オ 受注者は、施工完了までの工程表を速やかに提出し、詳細について発注者と協議すること。

カ 施工時に関し疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議すること。

○北部斎場

1 待合室洋式化の作業内容

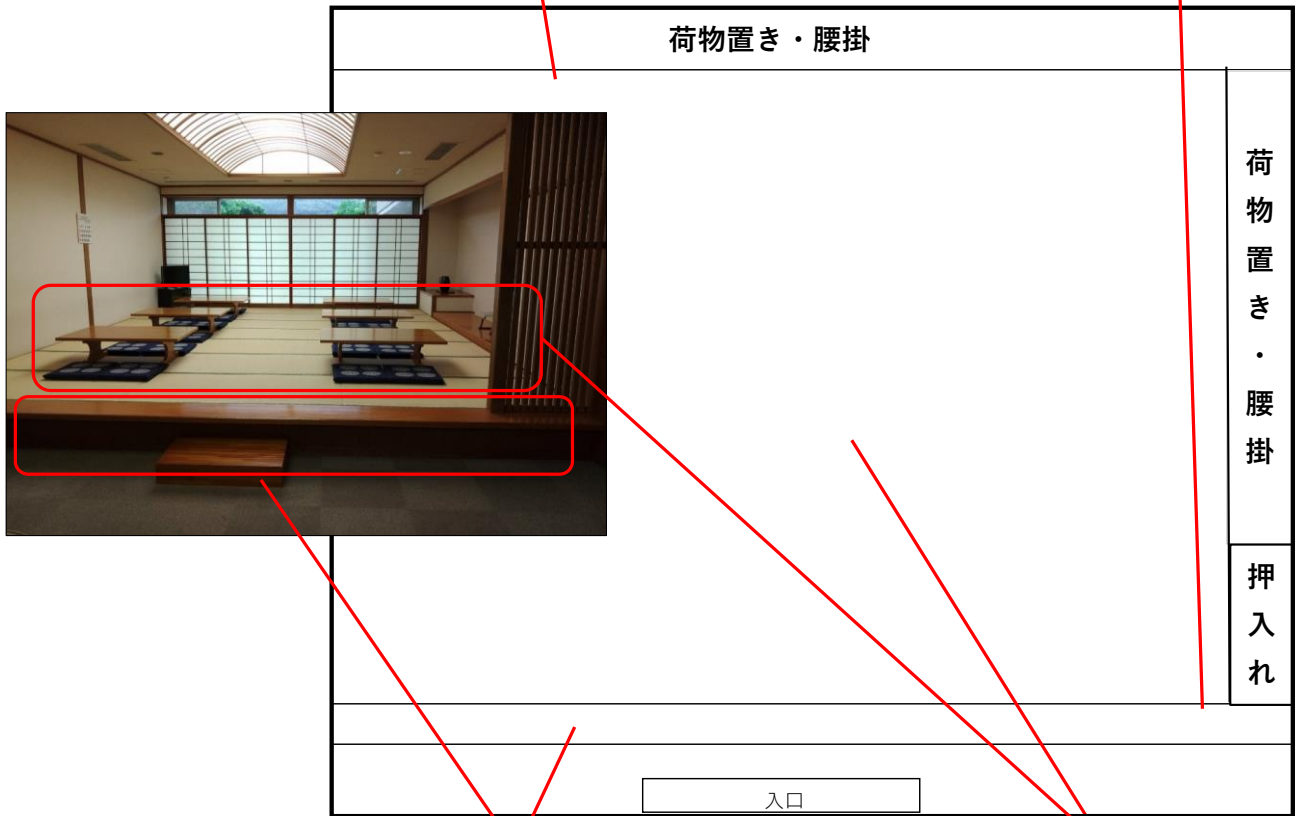
- (1) 床部分の畳・コンパネ・支柱を撤去し、モルタル下地調整後、タイルカーペットを設置する。
- (2) 入り口の段差（框部分）を撤去する。
- (3) 押入れ近くの格子を撤去する。
- (4) 荷物置き・腰掛は既存のものを使用し、縁側部など含め利用に支障がないよう補修する。
- (5) 畳等撤去後に露出した箇所は補修及び塗装をする。
- (6) 既存障子を撤去し、カーテン及びカーテンレールを設置する。



(6) 既存障子を撤去し、カーテン及びカーテンレールを設置する。

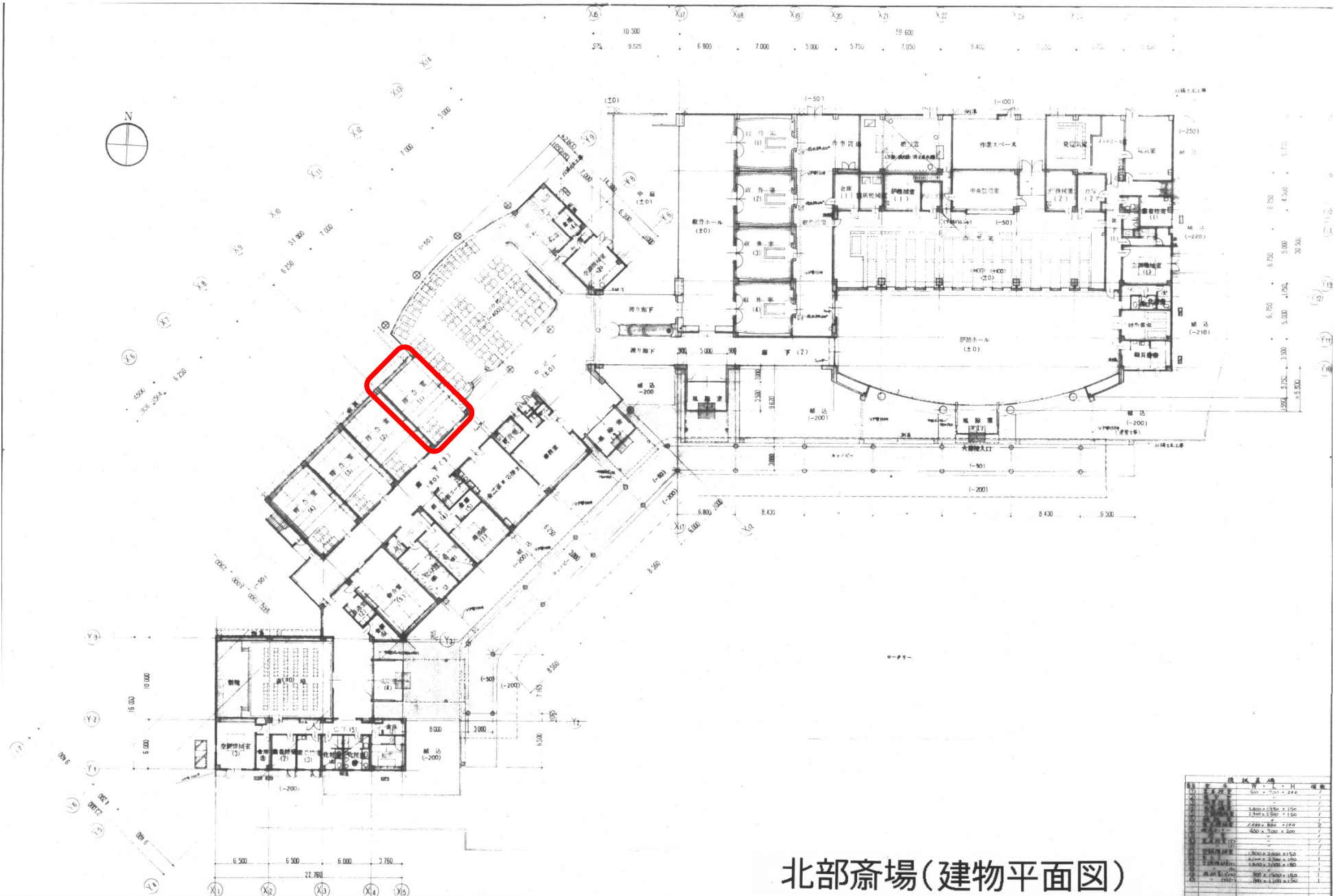


(3) 押入れ近くの格子を撤去する。



(2) 入り口の段差（框部分）を撤去する。

(1) 床部分の畳・コンパネ・支柱を撤去し、モルタル下地調整後、タイルカーペットを設置する。



北部斎場(建物平面図)

階	面積	用途	備考
0	300.00	駐車場	
1	1,800.00	調理場	
2	2,800.00	調理場	
3	2,000.00	調理場	
4	400.00	倉庫	
5	1,500.00	倉庫	
6	1,500.00	倉庫	
7	1,500.00	倉庫	
8	1,500.00	倉庫	
9	1,500.00	倉庫	
10	1,500.00	倉庫	
11	1,500.00	倉庫	
12	1,500.00	倉庫	
13	1,500.00	倉庫	
14	1,500.00	倉庫	
15	1,500.00	倉庫	
16	1,500.00	倉庫	
17	1,500.00	倉庫	
18	1,500.00	倉庫	
19	1,500.00	倉庫	
20	1,500.00	倉庫	
21	1,500.00	倉庫	
22	1,500.00	倉庫	
23	1,500.00	倉庫	
24	1,500.00	倉庫	
25	1,500.00	倉庫	
26	1,500.00	倉庫	
27	1,500.00	倉庫	
28	1,500.00	倉庫	
29	1,500.00	倉庫	
30	1,500.00	倉庫	

創造社・島中建築設計共同設計団
 1級建築士事務所 前31909号 八矢 英 世

NOTE

NO.	内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

作成	日	1982.05
校核	日	1982.05
縮尺	1/200	
図名	1階平面図	

図番	D-16
----	------

○南部斎場

1 待合室洋式化の作業内容

- (1) 床部分の畳・コンパネ・支柱を撤去し、モルタル下地調整後、タイルカーペットを設置する。
- (2) 入り口の段差（枠部分）を撤去する。
- (3) 押入れ近くの格子を撤去する。
- (4) 荷物置き・腰掛は既存のものを使用し、縁側部など含め、利用に支障がないよう補修する。
- (5) 畳等撤去後に露出した箇所は補修及び塗装をする。
- (6) 既存障子を撤去し、カーテン及びカーテンレールを設置する。
- (7) 壁紙の緑部分（部屋全体）を白色のクロスへ張替をする。
- (8) アコーディオンカーテンを設置する。



(6) 既存障子を撤去し、カーテン及びカーテンレールを設置する。

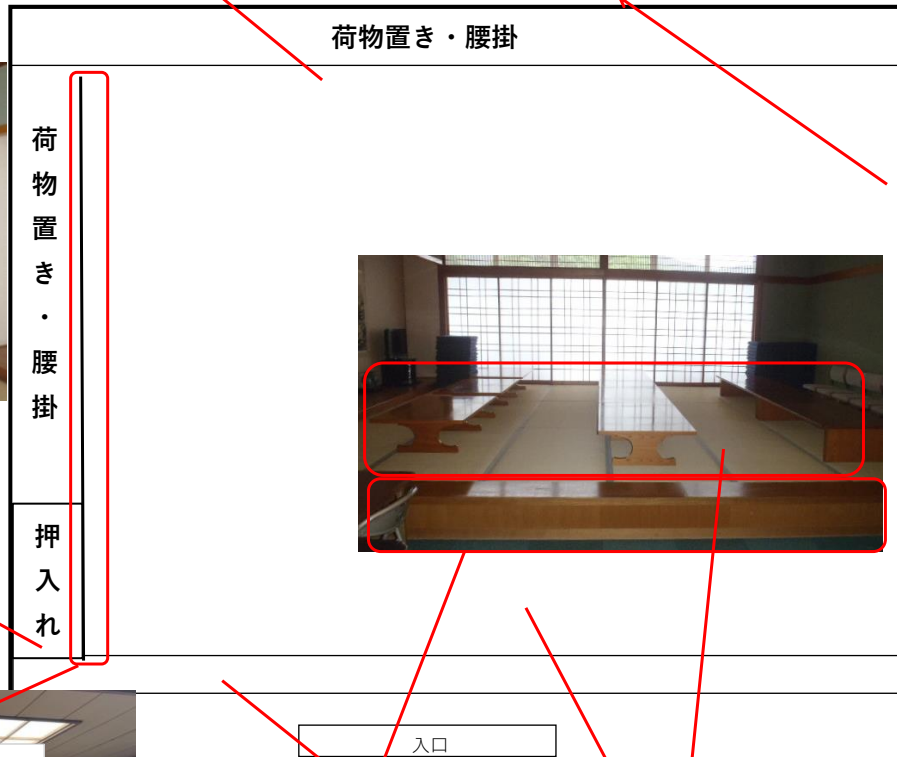
(7) 壁紙の緑部分（部屋全体）を白色のクロスへ張替をする。



※写真の壁はあくまで一例。
施工は部屋全体の壁を行う。



(3) 押入れ近くの格子を撤去する。



荷物置き・腰掛

荷物置き・腰掛

押入れ

入口

(2) 入り口の段差（枠部分）を撤去する。

(1) 床部分の畳・コンパネ・支柱を撤去し、モルタル下地調整後、タイルカーペットを設置する。



(8) アコーディオンカーテンを設置する。

南部斎場 2階

